平成２３年（フ）第４７号
北海道帯広市西25条南３丁目25番地１　コーポハッピーリバーＡ
破産者　熊谷　信夫
１　決定年月日　平成23年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第５４０号
秋田市大町１丁目５番20号
破産者　石井　健行
１　決定年月日　平成23年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９７号
秋田県男鹿市戸賀加茂青砂字山道添24番地
破産者　大渕　芳男
１　決定年月日　平成23年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１００号
秋田市外旭川字水口91番地21
破産者　茂木　一仁
１　決定年月日　平成23年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０２号
秋田市旭南３丁目６番19号
破産者　金谷　重幸
１　決定年月日　平成23年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５５号
山形県東村山郡中山町大字達磨寺1315番地１
破産者　森谷　英俊
１　決定年月日　平成23年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７２号
山形市薬師町２丁目３番25号
破産者　長谷川真吾
１　決定年月日　平成23年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２号
山形県東村山郡中山町大字長崎4190番地、前住所山形県西村山郡河北町大字吉田1269番地
破産者　青山　千純（旧姓松田）
１　決定年月日　平成23年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３０号
山形市城西町４丁目７番１号　ガーデンハイツ202号、申立時住所山形市七日町３丁目５番37―510号　ステージ七日町
破産者　海野　次郎
１　決定年月日　平成23年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２号
山形市宮町２丁目２番３―301号　７コーポ、前住所山形市緑町２丁目７番10―Ａ105号　グリーンテラス
破産者　遠藤千香子
１　決定年月日　平成23年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９１号
福島県郡山市大槻町字半縄田17番地の36
破産者　坂上　優子
１　決定年月日　平成23年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２２７号
千葉県山武市蓮沼ロの1867番地２
破産者　古作　秀彦
１　決定年月日　平成23年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２０３号
横浜市南区蒔田町字東谷893番地
破産者　齊藤はるみ
１　決定年月日　平成23年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６３号
川崎市麻生区白鳥１丁目16番８号
破産者　山本　謙介
１　決定年月日　平成23年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３２号
東京都葛飾区亀有３丁目14―７　コットンプラザ203号、従前の住所東京都大田区中馬込３丁目９番６号　ベルデ中馬込103
破産者　奥野政徳こと　奥野　正徳
１　決定年月日　平成23年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第３３号
富山県射水市作道2081番地
破産者　奥野　善明
１　決定年月日　平成23年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第６０５号
石川県河北郡内灘町字ハマナス１丁目70番地
破産者　永長　昌子
１　決定年月日　平成23年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６１３号
金沢市高柳町５の24―17　アパガーデンシティＷＥＳＴ弐番館5711号室、従前の住所石川県かほく市外日角ロ22番地５
破産者　髙井貴和子
１　決定年月日　平成23年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１１１号
石川県河北郡内灘町字大根布２丁目174番地
破産者　出島　喜一
１　決定年月日　平成23年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所